

住民訴訟と議会の議決による
損害賠償請求権の放棄について

住民訴訟と議会の議決による権利の放棄に関する論点について（案）

論点1

住民訴訟制度の趣旨をどう考えるか。財務会計行為として広く執行機関等の行為の違法性が争われていることについてどう考えるか。

論点2

係属中の訴訟に係る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について議会が放棄することを制限すべきか。

論点3

損害賠償請求権の放棄の議決について、時期のいかんを問わず放棄を行うための要件を設けるべきか。放棄について一定の上限額を設けるべきか。

論点1

住民訴訟制度の趣旨をどう考えるか。財務会計行為として広く執行機関等の行為の違法性が争われていることについてどう考えるか。

検討のポイント

(考え方)

- ・住民訴訟は、アメリカの納税者訴訟に範をとったものであり、同制度の対象は財務会計上の違法行為に限定されていた。ところが、その後、財務会計行為として広く執行機関等の行為の違法性が争われている現状がある。その結果、長が高額な賠償責任を問われる可能性があることが、議会による損害賠償請求権の放棄の原因となっていると考えられる。
- ・財務統制は、国と同様に議会等による政治的統制に委ねるとの考え方に立ち、住民訴訟の対象を純然たる「財務会計行為」に限定することは考えられるか。

(問題点等)

- ・執行機関等の行為の違法性の主張を制限すると、住民訴訟の対象となるのは、支出行為に違算がある場合など極めて限定されることになるか。
→執行機関等の行為の違法性を主張できないとすると、違法な財務会計行為を予防又は是正するという住民訴訟の目的が達せられなくなるか。
- ・一定の執行機関等の行為の違法性についてのみ主張を許すとしても、その要件を明確にすることは困難である。
→例えば、議会の議決事件に係る財務会計行為が住民訴訟の対象となっていることをどう考えるか。
- ・現行の住民訴訟制度の役割を縮小することには強い批判が予想される。

(米) 納税者訴訟制度と (日) 住民訴訟制度の沿革

(米) 納税者訴訟制度の沿革

- 19世紀、地方公共団体の職員の汚職や不正の横行が激しくなるに伴って、それら不正から地方公共団体の財源の多くを占める財産税 (property tax) の納税者である住民の利益を保護するという立場から、州裁判所での判例を経て、形成されてきたものである。
- その後、州法により、納税者という一般的地位で、地方公共団体の財務会計上の違法行為に対して、訴訟を提起できる権利を制度として定めた。(ニューヨーク州では、1872年、一般地方自治法 (General Municipal Law) で規定。)

※ 出典：自治体国際化協会「ニューヨーク州「納税者訴訟」制度」(1991)

(日) 住民訴訟制度の沿革

○昭和23年地方自治法の一部改正

GHQの改正案をきっかけとして、「普通地方公共団体の長、出納長もしくは収入役その他地方公共団体の職員の職務上の地位の濫用による公金または財産营造物の違法又は不当な処理についての住民による矯正権の制度を法定」した。(国務大臣趣旨説明より「改正地方制度資料・第五部」)

○昭和38年地方自治法の一部改正

より実効性のある制度とし、裁判の運用に支障を来たすことのないように規定を明確化にすることを改正の基本方針とし、訴訟提起の要件の明確化、訴訟類型の整理、出訴期間の制限の新設、訴訟手続に関する必要な規定を法定化する等の改正を行った。

○平成6年地方自治法の一部改正

職員が勝訴した場合の公費負担を規定した。(現行第242条の2第12項)

○平成14年地方自治法の一部改正

個人としての地方公共団体の長等の職員を被告として、地方公共団体に代位して行う請求に係る訴訟であったものを、地方公共団体の執行機関又は職員に対して、長等の職員又は行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求をする訴訟にするなど訴訟類型の再構成等を行った。

(米) 納税者訴訟制度と (日) 住民訴訟制度の比較

	(米) 納税者訴訟制度 (ニューヨーク州内の地方公共団体)	(日) 住民訴訟制度
訴訟の主体	地域内に1,000ドルを超える評価額の不動産を所有し、かつ、それにかかる財産税を課税され、かつ、納税していること。 (住民である必要はない。)	住民であれば、特に納税者である必要はない。
被告となりうる者	地方公共団体の長、公務員、雇用者、代理人、コミッショナーその他、すべての職員及びその他の者	普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員
訴訟の対象となる行為	地方公共団体の財産、財源、不動産に浪費、侵害を与える職員の業務上の違法な行為あるいは公益の侵害、損害、危害となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・違法、不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担 ・違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実
長個人の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・「共謀、詐欺及び個人的利益誘導の動機に基づいた」行為について職員個人の賠償責任が問えるとの規定がある。 ・判例では、「共謀や、詐欺あるいは個人の利益のため」による不法行為である場合にのみ、職員が個人として賠償責任を負うとしている。 	故意や重過失の場合に限定されない。

General Municipal Law

ARTICLE 4 NEGLIGENCE AND MALFEASANCE OF PUBLIC OFFICERS; TAXPAYERS' REMEDIES

§ 51. Prosecution of officers for illegal acts.

【訴訟の主体】

All officers, agents, commissioners and other persons acting, or who have acted, for and on behalf of any county, town, village or municipal corporation in this state, and each and every one of them, may be prosecuted, and an action may be maintained against them to prevent any illegal official act on the part of any such officers, agents, commissioners or other persons, or to prevent waste or injury to, or to restore and make good, any property, funds or estate of such county, town, village or municipal corporation by any person or corporation whose assessment, or by any number of persons or corporations, jointly, the sum of whose assessments shall amount to one thousand dollars, and who shall be liable to pay taxes on such assessment in the county, town, village or municipal corporation ~
(略)

【個人の賠償責任】

(略) ~In case the waste or injury complained of consists in any board, officer or agent in any county, town, village or municipal corporation, by collusion or otherwise, contracting, auditing, allowing or paying, or conniving at the contracting, audit, allowance or payment of any fraudulent, illegal, unjust or inequitable claims, demands or expenses, ~ (中略) ~, the court may, in its discretion, prohibit the payment or collection of any such claims, demands, expenses or judgments, in whole or in part, and shall enforce the restitution and recovery thereof ~ (中略) ~, and also may, in its discretion, adjudge and declare the colluding or defaulting official personally responsible therefor, and out of his property, and that of his bondsmen, if any, provide for the collection or repayment thereof, so as to indemnify and save harmless the said county, town, village or municipal corporation from a part or the whole thereof;

第26次地方制度調査会答申（抄）

第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

1 住民自治の更なる充実方策

（3）住民監査請求制度・住民訴訟制度

③住民訴訟における訴訟類型の再構成

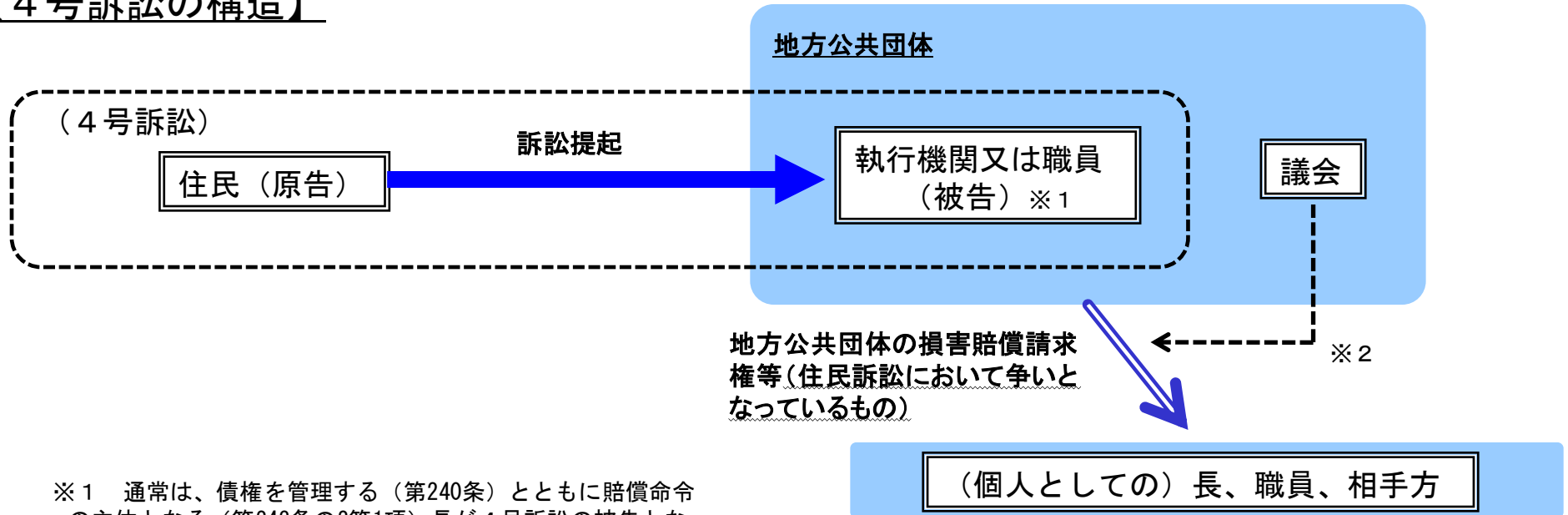
（略）

住民訴訟における訴訟類型の再構成 住民訴訟制度は地方公共団体の財務会計上の違法行為の予防又は是正を目的とするものであるが、現在の4号訴訟においては、職員の個人責任を追及するという形をとりながら、財務会計行為の前提となっている地方公共団体の政策判断や意思決定が争われている実情にある。したがって、従来、住民が地方公共団体に代わって個人としての長や職員等を直接訴える4号訴訟の対象となっていた事例については、訴訟類型を地方公共団体が長や職員等に対して有する損害賠償請求権や不当利得の返還請求権について地方公共団体が適切な対応を行っていないと構成することにより、機関としての長等を住民訴訟の被告とし、敗訴した場合には、当該執行機関としての長等が個人としての長や職員等の責任を追及することとすべきである。このような制度改正により、地方公共団体が有する証拠や資料の活用が容易になり、審理の充実や真実の追究にも資するものとなる。さらに、このような審理を通じて地方公共団体として将来に向けて違法な行為を抑止していくための適切な対応策が講じやすくなると考えられる。また、長や職員個人にとっては、裁判で直接被告となることに伴う各種負担を回避できることから、従来の4号訴訟に対して指摘されていた問題の解消にもつながるものである。

現行制度の概要

- 地方公共団体の権利の放棄については、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決によることとされている（法第96条第1項第10号）。
- 住民訴訟（4号訴訟）は、住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを、当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求とされている（法第242条の2第1項第4号）。

【4号訴訟の構造】



※1 通常は、債権を管理する（第240条）とともに賠償命令の主体となる（第243条の2第1項）長が4号訴訟の被告となる。

※2 議会は、権利の放棄について議決権を有する（第96条第1項第10号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（住民訴訟）

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員※又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

※ 法第242条の2第1項第4号にいう「当該職員」とは、当該訴訟において適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至つた者をいう。（昭和62年4月10日最高裁判所第二小法廷判決）

先行行為の違法性に関する主な判例

- 昭和60年9月12日最高裁第一小法廷判決（川崎市分限免職事件）は、原因行為である分限免職処分と財務会計行為である退職手当支出決定とが、ともに市長の権限であった事例につき、「分限免職処分が違法であれば退職手当支出決定も当然違法となる」と判示した上で、本件の分限免職処分は違法でないから、退職手当支出決定も違法でないとした。
- 平成4年12月15日最高裁第三小法廷判決は、教育委員会が公立学校の教頭で勧奨退職に応じた者を校長に任命して昇給させるとともに同日退職承認処分をしたことに伴い、知事が退職手当の支出決定をした事例について、「地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟において、右職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であつても、右原因行為を前提としてされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。」として知事の退職手当の支出決定を違法とはいえないとした。
- 平成10年4月24日最高裁第二小法廷判決（茅ヶ崎市商工会議所職員派遣事件）は、市が商工業の進展を図るため職員を地元の商工会議所に専務理事として派遣して派遣期間中の給与を支給した事例（原因行為である商工会議所への派遣命令等の処分と給与支給決定とが、ともに市長の権限であった事例）につき、具体的な検討をすることなく市と商工会議所の置かれた一般的状況、商工会議所の法的性質、専務理事の一般的職務権限等から商工会議所に派遣された市の職員に対する給与支出の適法性を肯定した原審の認定判断に違法があるとした（これら原因行為の適法性について更に審理を尽くす必要があるということで、原審に差し戻した）。
- 昭和62年5月19日最高裁第三小法廷判決は、普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約の履行行為の差止請求の可否が問題となった事例につき、原因行為である契約が違法であっても、私法上当然無効とはいえない場合には、当該契約に基づく債務の履行として行われる財務会計行為は違法とはいえないとして差止を請求することはできないとした。
- 昭和37年3月7日最高裁大法廷判決は、議会の議決を経てされた警察費の支出の違法性が争われた事例において、議会の議決があった公金の支出についても訴訟により執行の禁止、制限等を求めることができるとした。

論点2

係属中の訴訟に係る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について議会が放棄することを制限すべきか。

検討のポイント

(考え方)

- ・ 訴訟係属中の権利放棄は、司法判断の機会を奪うものであり住民訴訟制度を設けている趣旨を没却させることになる。
- ・ 判決確定後については、判決で明らかになった事情を踏まえ議会が適切に放棄するか否かを決められるので、訴訟係属中についてのみ制限する。

(問題点等)

- ・ 住民訴訟が係属した損害賠償請求権についてのみ通常の債権と異なる取り扱いをすることに合理的な説明がつかないのではないか。
- ・ 財務会計行為の違法性の判断とは別に、議会が政治的・政策的な観点から放棄することはあり得るか。
- ・ 訴訟係属中の放棄を制限したとしても、訴訟係属前又は判決確定後の放棄を制限しなければ意味がなくなるか。

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(2) 議会の監視機能

② 住民訴訟と議会の議決による権利放棄

(略)

近年、議会が、4号訴訟の係属中に当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行い、そのことが訴訟の結果に影響を与えることとなった事例がいくつか見られるようになっている。

4号訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権を当該訴訟の係属中に放棄することは、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねない。このため、4号訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄を制限するような措置を講ずるべきである。

（「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成21年6月16日・第29次地方制度調査会）より抜粋）

【参考】裁判例の状況

権利濫用とならない限り、議会の議決に制約はないことを前提としつつ、①具体的に議決権の濫用を認めなかったものと、②各事案における種々の事情を考慮し、具体的に議決権の濫用と認めたものがある。

権利を放棄する旨の議決をした事例

市町名	事案の概要	高裁判決要旨
<p>(旧) 玉穂町 (山梨)</p>	<p>町が締結した公共工事契約が、当時の町長であった被告が漏えいした予定価格を基に行われた談合の結果、不当に高額に締結されたとして、原告が、町に代位して、被告に対し、談合がなければ形成されたであろう請負代金額と実際の請負代金額との差額相当額の損害賠償を求めた事案(旧4号訴訟)</p>	<p>◇東京高等裁判所平成18年7月20日判決 ※議決を有効と判断</p> <p>「住民訴訟は、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法な行為又は怠る事実が当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害することにかんがみ、住民が当該地方公共団体に代わって提訴し、自らの手により違法の防止又は是正をし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるが、他方、住民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて住民訴訟における個別的な請求に反した議決に出ることまで妨げられるべきものではない。」</p>
<p>久喜市 (埼玉)</p>	<p>市が、市の職員を土地区画整理組合に派遣し、同職員に対して給料等を支給したことが地方公務員法、地方自治法、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に反し違法であるとして、前記組合に不当利得の返還の請求を、前記給与等の支出に関わった市長個人に損害賠償の請求をすることを市長に対し求めた事案(新4号訴訟)</p>	<p>◇東京高等裁判所平成19年3月28日判決 ※議決は有効と判断</p> <p>「地方自治法96条1項10号は、議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」と規定し、法令や条例の定めがある場合を除いて、広く一般的に地方公共団体の権利の放棄については、執行機関である地方公共団体の長ではなく、議会の議決によるべきものとしている。この点、地方公共団体の長が議会の議決を経ずに請求権の放棄をし得る要件については、地方自治法施行令171条の7で詳細に定められているが、これに対し議会の議決により放棄する場合の要件については、具体的な定めが何もない。権利の放棄とは、地方公共団体の有する財産権その他の権利を地方公共団体の意思によって対価なく消滅させる行為であり、本件給与支給及び本件補助金交付の違法を原因とする損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権の放棄については、法令又は条例になんら特別の定めがないから、仮にそれらが違法であって、久喜市がb及び本件組合に損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権を行使しようとしても、議会は、権限を濫用し、又はその範囲を逸脱しない限り、本来有する権限に基づき自由に権利の放棄の議決をなすものというべきで、その損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権は、本件権利放棄の議決により消滅したものというほかはない。」</p>

市町名	事案の概要	高裁判決要旨
神戸市 (兵庫)	<p>市から外郭団体（20団体）に支出した補助金・委託料は、市の派遣職員の人件費相当額を含んでおり、派遣法の脱法行為として違法であるなどとして、住民が、市長に対し、当時の市長に損害賠償の請求を、各外郭団体に不当利得返還の請求をするようそれぞれ求めた事案（新4号訴訟）</p> <p>※ 20の外郭団体のうち、3団体に対するもの（①事件）と17団体に対するもの（②事件）の2つに分かれる。</p>	<p>◇大阪高等裁判所平成21年11月27日判決 ※議決を無効と判断</p> <p>「住民訴訟の制度が設けられた趣旨、一審で控訴人が敗訴し、これに対する控訴審の判決が予定されていた直前に本件権利の放棄がなされたこと、本件権利の内容、認容額、同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさ、議会が本件権利を放棄する旨の決議をする合理的な理由はなく、放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないこと等の事情に照らせば、本件権利を放棄する議会の決議は、地方公共団体の執行機関（市長）が行った違法な財務会計上の行為を放置し、損害の回復を含め、その是正の機会を放棄するに等しく、また、本件住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地自法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものといわざるを得ず、上記議会の本件権利を放棄する旨の決議は、議決権の濫用に当たり、その効力を有しない。」【※上告審係属中】</p>
(旧) 氏家町 (栃木)	<p>町が浄水場建設予定地として購入した土地の代金が適正価格を超えていたとして、住民が、市長に対し、当時の町長に適正価格との差額についての損害の賠償をするよう求めた事案（新4号訴訟）</p>	<p>◇東京高等裁判所平成21年12月24日判決 ※議決を無効と判断</p> <p>「地方自治法96条1項10号に基づく権利の放棄の可否は、議会の良識にゆだねられているものではあるが、裁判所が存在すると認定判断した損害賠償請求権について、これが存在しないとの立場から、裁判所の認定判断を覆し、あるいは裁判所においてそのような判断がなされるのを阻止するために権利放棄の決議をすることは、損害賠償請求権の存否について、裁判所の判断に対して、議会の判断を優先させようとするものであって、権利義務の存否について争いがある場合には、その判断を裁判所に委ねるものとしている三権分立の趣旨に反するものというべきであり、地方自治法も、そのような裁判所の認定判断を覆す目的のために権利放棄の議決が利用されることを予想・認容しているものと解することはできない。</p> <p>したがって、本件議決は、地方自治法により与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものとして違法無効なものというべきであり、本件議決により損害賠償請求権は消滅するものではない。」【※上告審係属中】</p>

論点3

損害賠償請求権の放棄の議決について、時期のいかんを問わず放棄を行うための要件を設けるべきか。放棄について一定の上限額を設けるべきか。

検討のポイント

(考え方)

- ・放棄の要件としては、例えば、会社法425条に準じて長の善意・無重過失を要求すべきか。
- ・長の善意・無重過失ではなく別の放棄要件の設定は考えられるか。例えば、地方自治法243条の2第8項の当該職員の賠償責任の免除要件（「損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるとき」）や同法232条の2の寄付又は補助の要件（「公益上必要がある場合」）に準ずることは考えられるか。
- ・放棄の制限として、取締役の賠償責任の一部免除の上限について規定している会社法425条に準じて、賠償責任を負う額から年収の数倍の額を控除して得た額を限度とすべきか。

(問題点等)

- ・実体法上の要件であるが、国家賠償法では、職員の職務執行の萎縮防止の趣旨から「故意又は重大な過失」があるときのみ、職員に求償できるとされており、アメリカの納税者訴訟制度でも、長個人は「共謀や、詐欺あるいは個人の利益のため」による不法行為について賠償責任を負うとされている。
→なお、会計法等の適用がない国家公務員個人が国に損害を与えた場合、民法上の不法行為責任が適用されると解され、故意又は過失が要件（故意又は重過失に限るという説もある。）となる。また取締役の会社に対する任務懈怠による賠償責任は善管注意義務違反（故意又は過失）を要件としている。
- ・権利の放棄は議会の権限であるから、その制限を一律に加えることは適当ではないのではないか。
- ・取締役の賠償責任の一部免除の規定が、長に妥当する根拠が明らかでないのではないか。
- ・会社法424条において全部放棄（免除）は総株主の同意を要件としており、これを地方自治体におきかえると、住民投票に付すべきと考えるか。あるいは、議会の議決によるとしても、その要件は全議員の賛成か特別多数決によると考えるべきか。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員の賠償責任）

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 （略）

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～7 （略）

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

※ 普通地方公共団体の長の職責並びに法243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定による。
（昭和61年2月27日最高裁判所第一小法廷判決）

債権の免除に関する地方自治法等の規定

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（債権）

第240条

- 1 （略）
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）（抄）

（免除）

- 第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
 - 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

【参考】国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）（抄）

（免除）

- 第32条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判（労働審判法第二十条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において同じ。）によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2～3（略）

会社法（平成17年法律第86号）（抄）

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2～3 （略）

（株式会社に対する損害賠償責任の免除）

第424条 前条第一項の責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（責任の一部免除）

第425条 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額の合計額（第四百二十七条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、株主総会の決議によって免除することができる。

一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表取締役又は代表執行役 六

ロ 代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）又は代表執行役以外の執行役 四

ハ 社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 二

二 当該役員等が当該株式会社の新株予約権を引き受けた場合（第二百三十八条第三項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項の場合には、取締役は、同項の株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監査役設置会社又は委員会設置会社においては、取締役は、第四百二十三条第一項の責任の免除（取締役（監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）

二 委員会設置会社 各監査委員

4 第一項の決議があった場合において、株式会社が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、株主総会の承認を受けなければならない。当該役員等が同項第二号の新株予約権を当該決議後に行使し、又は譲渡するときも同様とする。

5 第一項の決議があった場合において、当該役員等が前項の新株予約権を表示する新株予約権証券を所持するときは、当該役員等は、遅滞なく、当該新株予約権証券を株式会社に対し預託しなければならない。この場合において、当該役員等は、同項の譲渡について同項の承認を受けた後でなければ、当該新株予約権証券の返還を求めることができない。

国家賠償法（昭和22年法律第125号）（抄）

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

* 求償権の制限事由について

○ 『求償権を故意・重過失に限ったのは、公務員の職務の円滑な運営に支障を来すことを懸念したためである。このことは、参議院司法委員会での政府委員の「軽過失の場合でも一々公務員が国家に対して求償義務があるということでは、公務員が職務執行について臆病になって正当な職務の執行さえ充分に行えないことを恐れたわけである」との答弁によって窺知できる。』とされている。

○ 一方、民法715条第3項では、求償権を、特段の制限無しに認めており、上記のような事由から、「公務員に限って事務執行の停廃を惧れる点は賛成できない」との意見もある。

○ この点に関し、本条項は「ライヒ責任法2条2項、ドイツ公務員法23条2項（※）を母法としたものであるが、公務員自身個人責任を負わない結果、公務員が、国又は公共団体に対する職務に精励せしめることにならないことを顧慮し、政策上これを採用したと考えられる。」

※ 『国家賠償法』古崎慶長著により作成。

【参考】民法（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

※ドイツ公務員法23条

公務員が故意又は過失により、その職務上の義務に違反したときは、その取り扱う事務を監督する任命者に対し、これによって生じた損害を賠償する責に任ず。数人の公務員が共同して損害を生ぜしめたときは、共同責務者としてその責に任ずる。

公務員がその職務に属する公の権力を行使するに当り、その職務上の義務に違反したため、任命者が第三者に損害賠償をしたときは、公務員は任命者に対して故意又は重大な過失の責を負うべきときに限り、その損害を賠償する責に任ずる。

公務員が任命者に賠償をし、そのうえ任命者が第三者に対し賠償請求権を有するときは、その賠償請求権はその公務員に移転する。

前二項の規定は、この法律の意味における公務員でない者が、その職務に属する公の権力を行使するに当り、その職務上の義務に違反したときにも適用する。

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）（抄）

（予算執行職員の義務及び責任）

第3条

1 （略）

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 （略）

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第4条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2～6 （略）

（弁償責任の減免）

第7条 第四条第一項本文（第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。